

釧路保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱

(設置)

第1条 地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、釧路保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の保健医療福祉に関すること。
- (2) その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項

(組織)

第3条 連携推進会議は、次の区分の団体（別表）に所属するものにより構成するものとする。

- (1) 保健医療福祉サービスの受益団体等
 - (2) 保健医療福祉サービスの提供団体等
 - (3) 関係行政機関
 - (4) その他必要と認められる団体等
- 2 連携推進会議には会長、副会長を置くこととし、会長には釧路総合振興局保健環境部長を、副会長には釧路総合振興局保健環境部保健行政室長を充てる。
- 3 会長は会議を代表し、会務を掌握する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 構成団体については、必要に応じて、見直すこととする。

(事務局)

第4条 事務局は、釧路総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

(会議の招集)

第5条 会議は、必要の都度、事務局が招集する。

- 2 事務局は、必要に応じて、構成組織以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第6条 連携推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、連携推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月24日から施行する。

平成22年4月1日一部改正

平成24年2月27日一部改正

平成25年1月25日一部改正

平成29年1月25日一部改正

釧路保健医療福祉圏域連携推進会議 構成団体一覽

団 体 名		
一 般 社 団 法 人	釧 路 市 医 師 会	
一 般 社 団 法 人	釧 路 齒 科 医 師 会	
一 般 社 団 法 人	釧 路 薬 剤 師 会	
社 団 法 人	北 海 道 看 護 協 会 釧 路 支 部	
社 会 福 祉 法 人	釧 路 市 社 会 福 祉 協 議 会	
市 立	釧 路 綜 合 病 院	
市 立	釧 路 国 民 健 康 保 険 阿 寒 診 療 所	
町 立	厚 岸 病 院	
標 茶 町 立	病 院	
独 立 行 政 法 人 劳 働 者 健 康 安 全 機 構	釧 路 劳 災 病 院	
日 本 赤 十 字 社	釧 路 赤 十 字 病 院	
社 会 医 療 法 人 孝 仁 会	釧 路 孝 仁 会 記 念 病 院	
道 東 勤 劳 者 医 療 協 会	釧 路 協 立 病 院	
J A 北 海 道 厚 生 連	摩 周 厚 生 病 院	
浜 中 町 立	浜 中 診 療 所	
市 立 釧 路 国 民 健 康 保 険 音 別 診 療 所		
釧	路	市
釧	路	町
厚	岸	町
浜	中	町
標	茶	町
弟	子	屈 町
鶴	居	村
白	糠	町
釧 路 綜 合 振 興 局 保 健 環 境 部 保 健 行 政 室		